

津市産業・スポーツセンターの指定管理者公募に係る質問回答（1回目）

No.	当該の文書名	頁	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項	2	2 管理・運営対象施設 (4) 施設の内容	メッセウイング・みえ内に津市スポーツ文化振興部の執務室及びスポーツ関係団体事務所スペースとありますが、貴市及びスポーツ関係団体の光熱水費等の支払いはどのようになっておりますか。指定管理者がまとめて支払いになるのでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、使用量については、「参考資料3-1 利用実績」内の項目「4 エネルギー使用量」に含まれています。
2	募集要項	10	8 市と指定管理者との責任の分担及びリスク分担	例えば修繕費が100万以上の設備が急遽壊れた場合に、即時修繕が必要とされる事案の場合には、貴市にて即時対応していただけるものとして理解してよろしいでしょうか。 また、仮に大規模な修繕が必要になる設備が急遽壊れた場合に、復旧まで日数がかかり、施設が貸出できなくなるような事案が発生した場合には、既に利用予約がある主催者への補償対応等はどのようにお考えでしょうか。	修繕の実施については、お見込みのとおりです。 利用者等への損害賠償については、リスク分担表に示すとおり、帰責事由の所在によって判断することになります。
3	募集要項	10	8 市と指定管理者との責任の分担及びリスク分担	サオリーナ建築後数年経ちますが、あきらかな建築不良等がある場合は修繕費100万以内でも貴市がご対応して下さるのでしょうか。	原則としては、現況の建物の状態で指定管理業務を遂行いただきます。指定管理者から建築不良であると判断する報告があった場合は、内容について協議を行い、併せて負担者についても協議を行います。
4	要求水準書	19	第3 施設運営業務 2 施設運営業務にかかる特記事項 (3) レストランスペースの運営業務	レストランススペースについて引き渡しの条件に空間のみの状態で引き渡しとありますが、現状復帰という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	要求水準書	27	第4 事業実施業務 2 スポーツ大会・産業イベントの誘致・開催に係る業務 (2) 要求水準	27ページの減額処置についてですが、大会1件あたりの200万の減額規程の根拠を教えてください。	当該業務は、指定管理業務として位置付けているものであることから、要求水準を満たすことができなかった場合について、指定管理料の一定割合を誘致業務相当額として、減額するものです。 現行の減額規定については、この考え方にに基づき、協議した結果によるもので、令和4年度以降は、年度毎に協議を行い、年度協定書において決定します。
6	要求水準書	30	第5 施設維持管理業務 1 基本的事項 (1) 施設維持管理業務の基本方針 キ	(1)のキにて、メッセウイング・みえは築25年以上を経過していることを踏まえ大規模修繕の必要性とありますが、現状で貴市にて行う大規模修繕の計画予定を教えてください。	現時点では、修繕計画はありませんが、今後、指定管理者から必要箇所の提言を頂き、関係機関とも協議しながら、計画の策定に向けて検討していきます。
7	要求水準書	37	第5 施設維持管理業務 9 保安警備業務 (2) 要求水準	監視カメラの設置を指定管理者にて6カ所程度とありますが施設内外を問わずという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 詳細な設置場所については、協議を行います。
8	要求水準書	別紙2	津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第17条に規定する利用料金の減免に関する取扱いの判断基準	貴市に関係する産業振興団体・スポーツ振興団体も多数あると思いますが、貴市より減免対象となる団体をリスト化されたものは指定管理開始前に頂けるのでしょうか。 最終的に指定管理者では判断しきれない団体の減免になるかの判断は貴市が行っていただけるのでしょうか？	減免対象団体のリストについては、提供可能です。 減免対象団体の判断は、要求水準書別紙2「津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第17条に規定する利用料金の減免に関する取扱いの判断基準」に従い、行っていただくこととなりますが、仮に判断しきれない場合には市と協議を行い、その結果に基づいて指定管理者において対応いただきます。
9	要求水準書	別紙3	トレーニングルーム参考設置器具	フリーウェイトルーム、トレーニングルームの機器については指定管理期間終了後、市所有分以外は全て撤去となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。

津市産業・スポーツセンター指定管理者要求水準書に関する訂正事項

No.	当該の文書名	頁	訂正項目	訂正前記載内容	訂正後記載内容
1	要求水準書	34	第5 施設維持管理業務 5 環境衛生管理業務 (2) 要求水準 ア	ア 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）」に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任し、常駐させ、環境衛生業務を適切に行うものとします。	ア 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）」に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任し、 （削除） 環境衛生業務を適切に行うものとします。